

憲法しんぶん 速報版
 発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
 ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2020年5月25日(月)

NO. 1067号

本号3頁

衆院憲法審査会、28日開催を正式決定 自民・公明、国民投票法改正案の成立狙う!

衆院憲法審査会は21日、幹事懇談会を開催し、28日に審査会開催を正式に決めました。テーマは「憲法改正国民投票法を巡る諸問題」で、法案審議ではなく「自由討議」の形を取るとしています。また、開催時間は、午前9時半から2時間程度としています。

幹事懇談会の冒頭で、自民党の新藤与党筆頭幹事は、与党側が早期成立を目指す国民投票法改正案について「採決ありきで審査会を開会するという趣旨ではない。そうした指示は(与党)幹部からもない」と説明しました。19日には、自民・公明両党の幹事長・国対委員長会談で、第二次補正予算と国民投票法改正案を通すと確認した方針を事実上撤回しました。

野党は19日の両党の確認に怒り、「採決を前提にした開催は認められない」と抗議し、20日の幹事懇談会の開催を拒否しました。しかし、与野党筆頭幹事間で28日の開催に合意し、21日幹事懇談会がセットされました。

事実上撤回したうえで新藤氏は、28日の審査会で国民投票法改正案や野党側が求める国民投票に関するCM規制について自由討議を行うことを提案しました。立憲民主党の山花郁夫・野党筆頭幹事は「(採決を前提としないという)理解を得られたならば了とする」と開催に応じました。



国民投票法改正案は提出からすでに6国会目となりますが、野党側はCM規制との並行審議を求め「それが折り合わなければ国民投票法改正案の採決にはならない」(国民民主党・奥野総一郎幹事)との立場を崩さず、今後の行方は見通せていません。与党側は6月4日と11日の審査会開催も呼びかけましたが、この日は合意に至らず、引き続き与野党の筆頭幹事間で協議することとなりました。

傍聴可能です! 傍聴行動にご参加を!

自民・公明党は19日の両党の確認のように、何としても今国会で国民投票法改正案を通したいと考えです。よして、あわよくば、コロナ感染拡大を利用して緊急事態条項創設の改憲に向けた審議を行うことを狙っています。与党は、今国会では衆院憲法審査会の定例開催日は、28日、6月4日、11日の3回しかありませんので、大変あせっており、何をしだすか、分かりません。

そのために、私たちはしっかりと28日の審査会を注視していく必要があります。コロナ感染拡大の中で、「国会の傍聴はできないのではないか」との心配の声がありますが、22日に衆議院義務局に問い合わせたら、「極力避けてほしいが、どうしても傍聴したいのであれば、議員の紹介で手続きしてください」との回答でした。傍聴は可能です。傍聴希望される方は、前日27日の15時まで、憲法会議に申し込んでください。当日は、9時集合と考えています。

黒川検事長 賭けマーチャンで辞任 しかし、「訓告」処分?

新型コロナウイルスの感染拡大で外出自粛が求められる中、東京高検の黒川弘務検事長が「賭けマーチャン」をした疑いを週刊文春に報じられ、21日辞任を表明し、22日閣議で承認されました。

次期検事総長含みとされる1月の異例の定年延長以降、同氏をめぐる問題は安倍政権の火種となっていました。コロナ対応を批判され、支持率低下に焦る安倍政権は火消しを図ったものの、足元の与党内からも辞任論が噴出し、流れを止めることはできませんでした。

黒川氏は長年、法務省で政界とのパイプ役を務め、菅氏ら首相官邸からの信頼が厚く、「安倍官邸の番犬」と呼ばれていました。2016年に司法修習同期の林真琴氏（現名古屋高検検事長）を押し、事務次官に就任した際には、省内に「政治の力が働いた」との見方が広がりました。

政府は1月末、これまでの法解釈を変更して、63歳の定年を間近に控えた黒川氏の半年間の勤務延長を閣議決定しました。官邸筋は当時の事情について「現職の稲田伸夫検事総長が勇退を断り続けたため、黒川氏の定年を延ばすしかなかった」と語っています。

しかし、従来の法解釈を変更しての異例の定年延長は「不当な介入」と批判を招きました。内閣の判断で検察幹部の定年延長を可能にする特例条項を盛り込んだ検察庁法改正案にはインターネットを中心に抗議の動きが広がり、政府・与党は今国会成立を断念しました。

当初、政府高官は「証拠ない、くびにするような話ではない」と、しかし…

そんな中で浮上した賭けマージャン疑惑。政府高官は「賭けをしていた証拠はなく、くびにするような話ではない」と黒川氏を擁護しました。緊急事態宣言下の記者とのマージャンについて、別の政府高官は「意見交換会だったそうだと説明し、進退に関わる問題ではないとの認識を強調しました。

しかし、緊張感を欠くとも言える黒川氏の行動に、与党からも厳しい声上がり、自民党幹部は「黒川氏の検事総長就任はもうない。イメージが悪すぎる」と断言。公明党幹部は「検事長も続けられないだろう」と突き放しました。与党内に「辞任は不可避」との観測が広がり、黒川氏は検事長職を退かざるを得なくなったと思われています。

この間の動きに、様々な見方があります。一つは、文春の動きを察知した政権は、検察庁法改正案の今国会での成立を断念し、報道されそうになって「辞任不可避」とし、首を切った。二つ目は、安倍首相は森友学園疑惑の籠池氏を当初は「学園の教育理念を絶賛」していましたが、疑惑が深まると「(籠池理事長は)非常にしつこい」等と個人攻撃をはじめ、切り捨てました。今回も同様に「火種」となっていた黒川検事長を同様に、切り捨てたとの見方。あなたは、どう見ますか？

訓告は、減給や停職、免職といった国家公務員法が定める「懲戒処分」ではなく、懲戒処分より軽い措置で、口頭や文書での注意に留まる。

処分は訓告、「軽すぎる」と怒りの声 沸騰!

辞表を提出した黒川弘務東京高検検事長が受けた処分は「訓告」でした。減給や停職、免職といった国家公務員法が定める「懲戒処分」には当たらない措置で、法務省内では「訓告止まりか」（関係者）と処分の軽さを疑問視する声も上がっていると報道されています。

処分内容に関し、立憲民主党の枝野幸男代表はツイッターに「軽過ぎる。辞職を認める前に厳重に調査し厳しく処分すべきだ」と投稿。国民民主党の玉木雄一郎代表もBSフジ番組で「甘い。せめて戒告か減給すべきだ」と主張しました。

なお、今回は訓告による辞職ですので、マスコミの報道では、黒川氏に退職金として6700万円支払われるとのこと。安倍政権は法に基づいてといますが、多額の退職金を支払い、口を塞ごうとしているわけではないと思いますが、あまりの金額に驚きです。

茶番劇 森法相が首相に進退伺提出し、慰留を受け、続投

森法相は22日の記者会見で、黒川弘務検事長が辞表を提出した問題で、安倍晋三首相に進退伺を提出したと明らかにしました。しかし、結局は、首相の慰留を受け、続投することも表明しました。

進退伺を出したのは21日夜。森氏によると、首相は「検察の損なわれた信頼を回復するために引き続き職務に当たってもらいたい」と指示。森氏は「非常にづらい道ではあるが、法務行政を停滞させることなく進め、検察の立て直しをしなければならないという思いに至った」と述べました。

さて、本人自ら提出したのでしょうか、それとも誰かが留意を見通して提出させたのでしょうか。しらっとする、茶番劇です。

「桜」前夜祭 安倍首相の犯罪明白と弁護士ら 662 人刑事告発 飲食代 6000 円を「寄付」は公職選挙法違反等と

全国の弁護士や法学者ら 662 人が、安倍首相の後援会が主催した「桜を見る会」前夜祭で、参加した有権者に飲食代を提供するなどした行為は違法だとして 21 日、首相と後援会幹部 2 人を東京地検に刑事告発しました。

告発事実は、首相の政治団体である安倍晋三後援会が「桜を見る会」前日の 2018 年 4 月 20 日、ホテルニューオータニの宴会場「鳳凰の間」で地元・山口県の支援者ら約 800 人を集めて開いた宴会に関するものです。弁護士らが地検に提出した告発状によると、最低でも一人あたり 1 万 1000 円と推定される飲食代を 5000 円しか徴収せず、有権者に差額の 6000 円を提供したことが公職選挙法違反の寄付行為にあたるとしています。

さらに、後援会が参加者から得た推計約 400 万円の収入とホテルに支出した約 400 万円の宴会代を政治資金収支報告書に記載せず、山口県選挙管理委員会に提出したことは政治資金規正法に違反するとしています。

弁護士らは記者会見で、前夜祭について「6 年連続で収支報告書に記載していない」と悪質性を指摘し、「会費 5000 円」と安倍事務所の名で案内状が出されていることから「安倍首相による犯罪であることは明白だ」と強調しました。

告発人の一人として会見に出席した元最高裁判事の濱田邦夫弁護士は「自分の当選のために選挙民に供応することは政治家として許されることではない」と批判。青山学院大学の新倉修名誉教授は「検察官の役割に期待が高まっている。法律に与えられた権限を行使して捜査を行い、国民の負託に応えるような仕事をしてほしい」と語りました。

刑事告発にあたって『「桜を見る会」を追及する法律家の会』は、声明を発表しました。国民に説明する義務がある安倍首相自身がホテルの明細書や請求書などの開示を拒否し、不自然な弁明を繰り返していると指摘。「政権に付度することなく、厳正公平・不偏不党の立場を貫き、強制捜査も含む徹底した捜査を行い、真相の究明と刑事責任の追及を迅速に行うこと」を求めています。

同会事務局長の小野寺義象弁護士は「年内に公表される 2019 年の収支報告書にも、前夜祭について未記載であれば新たな犯罪が成立したと判断し、第 2 陣として告発する」と述べています。



各地のとくみ

東京 東京革新懇が大塚駅で検察庁法改正案撤回宣伝 5/21

5 月 21 日、東京革新懇は正午から 45 分間、大塚駅南口で、「検察庁法案撤回、コロナ感染予防の自粛と補償はセットで行え！」と、宣伝を行いました。金子勝立正大名誉教授、小竹紘子元都議、白滝誠東京地評副議長、今井文夫事務局長、新堰義昭・松元忠篤代表世話人が参加しました。

横断幕と「本日、黒川氏辞意表明、検察庁法改正案撤回」のパネルなどがかかげ、ビラも配りながら、ハンドマイクで訴えました。金子・白滝・今井・松元氏らが、「インターネットで約 1 千万の抗議の声などで、検察庁法改正案の今国会成立を断念させた」「コロナ問題は、政治とくらしが直結していることを明確にした」「検察庁法案は声をあげれば政治を変えることができることを明らかにした。引き続き撤回させるまでがんばりましょう」と訴えました。



ビラを受け取った人は『「自粛と補償はセット」は全くその通り」「安倍を早くやめさせるべき」と話しました。

〈東京革新懇 mailfax ニュース 5 月 21 日号より〉